

令和8年10月1日

求職活動等を行う皆さまへ

社会福祉法人しらゆり会
理事長 国頭 正治

当法人では、採用活動の過程において生じ得る、求職者等に対するセクシュアルハラスメント等(※)の防止に取り組んでいます。

求職者等の皆さまが安心して面談・選考に臨むことができるよう、以下のルールを定めています。

(※) パワーハラスメントに類する行為、カスタマーハラスメントに類する行為、妊娠・出産等に関するハラスメントに類する行為及び育児・介護休業等に関するハラスメントに類する行為を含む。

【求職活動等における当法人のルール】

- 1 当法人では、ハラスメント行為の防止について、職員に対する周知・啓発を継続的に行っています。
- 2 面談、面接に関するルール
 - (1) 面談、面接の時間 8：30～17：30
 - (2) 場所 本部 統括事務局研修室、商談スペース
施設 施設が指定した場所
 - (3) 実施体制 複数人で実施する、第三者の目が届く環境（オープンスペース等）で実施するなど、法人が認めた体制で行います。
なお、研修室など閉じられた空間で行う際は、必ず複数人で実施します。
 - (4) 連絡手段 やり取りには、法人・施設の固定電話、若しくは、Email（法人のメールアドレスを使用）を使用します。

【相談窓口について】

当法人の採用活動において、万が一、職員から性的な言動等を受けた場合には、以下の相談窓口までご連絡ください。ハラスメントに該当するか判断が難しい場合も含め、幅広くご相談を受け付け、適切に対応します。ご相談にあたっては、相談者のみならず、関係者のプライバシーにも十分配慮し、公平に対応します。

また、相談を行ったことや、事実確認に協力したことなどが、採用選考の判断に影響を与えることはありませんので、安心してご相談ください。

なお、当法人への相談に躊躇する（例えば、支障がある、弊害があるなど）場合は、所属大学や専門学校等のキャリアセンター・就職支援窓口、島根労働局総合労働相談センター（Tel 0852-20-7009）に相談することも可能です。